

令和7年5月16日開会
令和7年5月16日閉会

令和7年第2回 西予市議会臨時会会議録

西予市議会

第 1 日

5 月 16 日（金曜日）

令和7年第2回西予市議会臨時会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年 5月16日

1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場

1. 開 議 令和7年 5月16日

午前10時00分

1. 閉 会 令和7年 5月16日

午後 2時37分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき

2 番 大 森 揚 子

3 番 山 下 昌 和

4 番 宇都宮 久見子

5 番 信 宮 徹 也

6 番 宇都宮 俊 文

7 番 加 藤 美 香

8 番 中 村 一 雅

9 番 河 野 清 一

10 番 山 本 英 明

11 番 竹 崎 幸 仁

12 番 小 玉 忠 重

13 番 源 正 樹

14 番 井 関 陽 一

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

17 番 森 川 一 義

18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

15 番 二 宮 一 朗

16 番 兵 頭 学

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫

副 市 長 酒 井 信 也

教 育 長 宇都宮 明 彦

総 務 部 長 山 住 哲 司

政策企画部長 大 野 本 敦

生活福祉部長 麓 寿 春

福祉事務所長 長 野 静 香

産 業 部 長 兵 頭 章 夫

建 設 部 長 安 岡 克 敏

会 計 管 理 者 岩 本 博 文

消防本部消防長 宇都宮 憲 治

教 育 部 長 谷 川 和 久

明 浜 支 所 長 竹 内 克 之

野 村 支 所 長 土 居 文 人

城 川 支 所 長 中 城 多喜恵

三 瓶 支 所 長 浅 野 幸 彦

総 務 課 長 山 崎 徳 博

財 政 課 長 沖 野 貴 洋

監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

議 事 係 長 瀧 川 健 二

調 査 係 長 脇 本 美登利

議 事 係 松 下 香 奈

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(15番 二宮一朗、16番 兵頭学)
- 2 会期の決定
(5月16日～5月16日 1日間)
- 3 承認第 2号 専決処分第2号の承認を求
めることについて(西予市
税条例の一部を改正する条
例制定について)
- 承認第 3号 専決処分第3号の承認を求
めることについて(西予市
国民健康保険税条例の一部
を改正する条例制定につい
て)
- 承認第 4号 専決処分第4号の承認を求
めることについて(西予市
地域経済牽引事業の促進に
よる地域の成長発展の基盤
強化に関する法律に基づく
固定資産税の特別措置に関
する条例の一部を改正する
条例制定について)
- 4 議案第71号 二木生地域づくり活動セン
ター新築工事請負契約につ
いて
- 5 議案第72号 西予市特別職の職員の給与
の特例に関する条例の一部
を改正する条例制定につい
て
- 6 議案第73号 西予市固定資産評価審査委
員会委員の選任について
- 議案第74号 西予市固定資産評価審査委
員会委員の選任について
- 議案第75号 西予市固定資産評価審査委
員会委員の選任について
- 議案第76号 西予市固定資産評価審査委
員会委員の選任について
- 議案第77号 西予市固定資産評価審査委
員会委員の選任について
- 7 議案第78号 西予市教育委員会教育長の
任命について
- 8 議案第79号 西予市教育委員会委員の任
命について
- 9 報告第 1号 放棄した債権の報告につい

- て
- 報告第 2号 放棄した債権の報告につい
て
- 報告第 3号 放棄した債権の報告につい
て
- 報告第 4号 放棄した債権の報告につい
て
- 報告第 5号 放棄した債権の報告につい
て
- 追加 議長辞職の件
- 選挙第 1号 議長の選挙
- 副議長辞職の件
- 選挙第 2号 副議長の選挙
- 選任第 1号 常任委員会委員の選任
- 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任
- 選挙第 3号 八幡浜・大洲地区広域市町
村圏組合議会議員選挙
- 選挙第 4号 南予水道企業団議会議員選
挙

本日の会議に付した事件		て	
1	会議録署名議員の指名	報告第 3 号	放棄した債権の報告について
2	会期の決定		
3	承認第 2 号 専決処分第 2 号の承認を求めることについて(西予市税条例の一部を改正する条例制定について)	報告第 4 号	放棄した債権の報告について
	承認第 3 号 専決処分第 3 号の承認を求めることについて(西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)	報告第 5 号	放棄した債権の報告について
	承認第 4 号 専決処分第 4 号の承認を求めることについて(西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について)	追加 議長辞職の件 選挙第 1 号	議長の選挙
4	議案第 7 1 号 二木生地域づくり活動センター新築工事請負契約について	副議長辞職の件 選挙第 2 号	副議長の選挙
5	議案第 7 2 号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	選任第 1 号	常任委員会委員の選任
6	議案第 7 3 号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	選任第 2 号	議会運営委員会委員の選任
	議案第 7 4 号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	選挙第 3 号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員選挙
	議案第 7 5 号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	選挙第 4 号	南予水道企業団議会議員選挙
	議案第 7 6 号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について		
	議案第 7 7 号 西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について		
7	議案第 7 8 号 西予市教育委員会教育長の任命について		
8	議案第 7 9 号 西予市教育委員会委員の任命について		
9	報告第 1 号 放棄した債権の報告について		
	報告第 2 号 放棄した債権の報告について		

開会 午前10時00分

○井関議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

本日も傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

これより令和 7 年第 2 回西予市議会臨時会を開会いたします。

管家市長より今臨時会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めましておはようございます。

令和 7 年第 2 回西予市議会臨時会の開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

今年のゴールデンウィークはおおむね晴天に恵まれまして、全国各地の行楽地、イベント会場に多くの観光客等が訪れ、大いににぎわったようであります。

本市におきましてもれんげ祭り、そして朝霧湖マラソンが開催され、多くの方に御来場、御参加いただきました。

れんげまつりは、今年は 6 年ぶりに日本一の餅つきなど予定の行事全てを実施することができました。好天に恵まれ、約 4 万人の来場があったようであります。

また、朝霧湖マラソンでも、約 2,500 人のランナーが野村路を駆け抜け、野村ダム湖畔にランナーを応援する声が響き渡りました。

これらのイベントの開催、運営に当たりましては、関係団体の多くのスタッフ、地域の皆様に御協力をいただきました。この場を借りまして、改めてお礼を申し上げたいと存じます。今後もこうしたイベント等を通じまして、西予市の魅力、知名度の向上と地域の一体感、活性化につなげていきたいと思っております。

さて、令和 7 年度がスタートし、およそ 1 カ月半が過ぎました。市立病院とつくし苑の地域医療振興協会による運営も 4 月 1 日から始まったわけですが、多くの方に施設を御利用いただいております。現場での運営に関しては、おおむね順調に滑り出していると思っております。

しかしながら、スタッフ数については充足しているとは言えない状況であり、その影響によるスタッフの疲労を危惧しているところです。今後も、市立病院等の利用促進に取り組むとともに、協会と連携し、本市の地域医療福祉を守る医療介護人材の確保に努めてまいります。よりよい病院、介護施設となるよう、市民の皆様、議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、4 月 1 日から、三瓶地区が西予消防へ管轄編入となりましたが、特段のトラブルもなく、こちらも順調に消防、救急活動が遂行できているようであります。

令和 7 年度は、市としての長年の懸案事項が解消される一方で、大きな変革がスタートする重要な年となっております。極めて厳しい財政状況を迎える中で、改めて合併の目的と効果を認識し、危機感を持って行財政改革に取り組まなければならないと考えております。市民の皆様にも御負担や御不便をおかけすることもあると存じますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本臨時会でございますが、二木生地域づくり活動センター新築工事に係る契約案件、固定資産評価審査委員会委員、教育長及び教育委員に係る人事案件、市債権の放棄に係る報告など、計 17 件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

どうか慎重に御審議をいただき、御承認、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○井関議長

次に、4 月 1 日付の人事異動により、新たな部署へ異動、または新たに議会出席となりました部長級及び課長級の職員の自己紹介を自席にてお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

生活福祉部長を拝命しました麓寿春と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

建設部長を拝命しました安岡克敏と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

教育部長を拝命しました谷川和久と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

竹内明浜支所長。

○竹内明浜支所長

明浜支所長を拝命いたしました竹内克之でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

浅野三瓶支所長。

○浅野三瓶支所長

三瓶支所長を拝命いたしました浅野幸彦と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

沖野財政課長。

○沖野財政課長

財政課長を拝命いたしました沖野貴洋でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

池田議会事務局長。

○池田議会事務局長

議会事務局長の池田いずみでございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

○井関議長

皆さんよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○井関議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員に、15番二宮一朗議員、16番兵頭学議員の兩名を指名いたします。

(日程2)

○井関議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程3)

○井関議長

次に、日程第3、承認第2号「専決処分第2号の承認を求めることについて（西予市税条例の一部を改正する条例制定について）」から、承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて（西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について）」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

承認第2号「専決処分第2号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第2号は「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」専決処分の承認を求めるものであります。

今回の改正は「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」が一部のものを除き、令和7年4月1日から施行されたことによるものであります。

主な改正内容でございますが、個人市民税につきましては、給与所得控除の見直し、大学生年代の子などに関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件の引き上げについて、令和8年度分の個人住民税から適用されることとなったため、所要の整備を行うも

のでございます。

また、軽自動車税につきまして、本年 11 月より、新たな排ガス規制が適用されることに伴います二輪車の車両区分の見直しについて、所要の整備を行っております。

固定資産税につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置について、その区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においてもマンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、減額措置が適用できるよう所要の整備を行っております。

また、地方たばこ税につきましては、令和 8 年 4 月からの加熱式たばこの課税方式の見直しについて、所要の整備を行っております。

続きまして、承認第 3 号「専決処分第 3 号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第 3 号は「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」専決処分の承認を求めるものでございます。

今回の改正は「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、翌日の 4 月 1 日から施行されたことによるものであります。

今回の改正内容につきましては、国民健康保険税の負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえ、保険税の軽減対象世帯に係る所得判定基準を見直すこととされたことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

続きまして、承認第 4 号「専決処分第 4 号の承認を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

この承認第 4 号は「西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」専決処分の承認を求めるものであります。

今回の改正は「離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」こ

れらが令和 7 年 3 月 31 日に公布され「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」の一部が改正されたことによるものであります。

主な改正内容につきましては、愛媛県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って施設を設置した者に対して、令和 7 年 3 月 31 日としておりました固定資産税を課税しない特別措置の取得期限を、令和 10 年 3 月 31 日まで延長するものであります。

以上 3 件、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。これより本案 3 件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第 2 号から承認第 4 号までの 3 件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

本日送信した入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 10 時 18 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 10 時 18 分）

全員の入室を確認いたしました。

まず、承認第2号「専決処分第2号の承認を求めることについて（西予市税条例の一部を改正する条例制定について）」を採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

承認第2号は賛成全員によって承認となりました。

次に、承認第3号「専決処分第3号の承認を求めることについて（西予市国民健康保険税の税条例の一部を改正する条例制定について）」を採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

賛成多数によって承認となりました。

次に、承認第4号「専決処分第4号の承認を求めることについて（西予市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について）」を採決いたします。

お諮りいたします。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

承認第4号は賛成全員によって、承認となりました。

（日程4）

○井関議長

次に、日程第4、議案第71号「二木生地域づくり活動センター新築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

大野本政策企画部長。

〔大野本政策企画部長登壇〕

○大野本政策企画部長

議案第71号「二木生地域づくり活動センター新築工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設につきましては、西予市地域づくり活動センター推進計画に基づき、市民と行政とが協働によるまちづくりを行うため、三瓶町二木生地区における地域づくり活動の拠点施設として整備するものであります。

当施設につきましては、市産材を活用した木造平屋建ての施設で、地区の安全な津波災害緊急指定避難場所として活用いたします。

本工事につきましては、去る5月7日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、株式会社大塚組代表取締役大塚博之氏と工事請負金額2億3320万円で5月8日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第71号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより、議案第 71 号を採決いたします。
この採決は採決システムを用いて行います。
議員各位に申し上げます。
お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 71 号「二木生地域づくり活動センター新築工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 71 号は賛成全員によって可決となりました。

（日程 5）

○井関議長

次に、日程第 5、議案第 72 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 72 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市では、医療福祉改革、人口減少対策、防災減災対策を 3 本柱に、事業の重点化に取り組んでいるところであります。

一方で、本市の財政状況につきましては、財政危機の脱却に向け、行財政改革に鋭意取り組んでいるところでございますが、依然として厳しい状況となっております。そうした状況の中、本市の施策、財源確保の一助とするため実施している特別職の給与の特例について、後ほど説明いたします後任の教育長につきましてもその任期の間、引き続き給与額から 4 % の減額を維持するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 72 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 72 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより、議案第 72 号を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

各議員に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

これより議案第 72 号を採決いたします。

議案第 72 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 72 号は賛成多数によって可決となりました。

（日程 6）

○井関議長

次に、日程第 6、議案第 73 号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、議案第 77 号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選定について」までの 5 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 73 号から議案第 77 号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会委員は 5 名ですが、本年 5 月 31 日をもって、委員全員が任期満了となります。

その後任について慎重に検討してまいりました結果、明浜町俵津の濱田直浩氏、宇和町下川の三好雅晴氏、野村町阿下の上口等氏、三瓶町垣生の平野松市氏の 4 名には留任をいただき、城川町下相の伊井健一氏を新たに選任したいと存じます。

まず、留任いただきます明浜町の濱田氏、宇和町の三好氏、野村町の上口氏、三瓶町の平野氏の 4 名は今回が 2 期目となります。いずれの方も本市在職中に税務に携われ、高い見識と豊富な税務経験をお持ちであります。

次に、新たに選任いたします城川町の伊井健一氏は、本市の城川支所地域生活課主幹を最後に、令和 6 年 3 月に西予市を退職されておりますが、在職中は税務係長、税務課長補佐を歴任され、税務に精通された方でございます。

推薦にかかわります 5 名の方はそれぞれ広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えますので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上 5 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 73 号から議案第 77 号までの 5 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 73 号から議案第 77 号までの 5 件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決をいたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

まず、議案第 73 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 73 号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 73 号は賛成全員によって同意となりました。

次に、議案第 74 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 74 号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 74 号は賛成全員によって同意となりました。

次に、議案第 75 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 75 号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

森川議員、採決をお願いします。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 75 号は賛成全員によって同意となりました。

次に、議案第 76 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 76 号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 76 号は賛成全員によって同意となりました。

次に、議案第 77 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 77 号「西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 77 号は賛成全員によって同意となりました。

（日程 7）

○井関議長

次に、日程第 7、議案第 78 号「西予市教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。
理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 78 号「西予市教育委員会教育長の任命について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市教育委員会教育長の宇都宮明彦氏は、本年 6 月 9 日をもって、前教育長の後任としての残任期間が終了となります。その後任について慎重に検討してまいりました結果、宇都宮明彦氏を再

任したいと存じます。

宇都宮氏は、御存じのとおり一般行政在職中におかれましても、情報推進課長や財政課長、政策企画部長などの要職を歴任されており、豊富な知識と深い造詣をお持ちであります。昨年 8 月から、教育長に就任いただいておりますが、その間にもこども家庭センター機能における福祉部門と教育部門との連携強化にその手腕を発揮しておられることから、今後も教育委員会のさらなる組織強化、充実発展に大きく寄与いただけるものと期待をいたしております。

以上のように、宇都宮氏は、人格高潔で地域の信頼も厚く、高い識見と経験を有される方であり、本市の教育長に適任であると存じますので、その任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

○1 番まつもとみき議員

前回も同じように質問させていただいたんですが、先ほど市長が提案理由を述べられまして、福祉と連携してその手腕を発揮されているということで、それは大変すばらしいことだなというふうに思うんですが、特別職の専門性という観点から慎重な検討の材料として、教育学や教育行政、教育環境等についての小論文の提出などのことを求められたりするようなことはなかったんでしょうかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まつもと議員の御質問にお答えさせていただきます。

教育長の任命につきましては、その資格要件等で、いわゆる論文等での確認をしたりといったことは手続上定めがございません。本人のこれまで

の経験、また、教育行政における実績、そういうものを踏まえまして、適任者であるということで、市長専決事項として今回の提案となっております。

以上でございます。

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 78 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 78 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

まつもとみき議員。

〔まつもとみき議員登壇〕

○1 番まつもとみき議員

インクルせいよのまつもとみきです。

議案第 78 号西予市教育委員会教育長の任命について、前回は人事案件に討論するのはどうかというふうに御意見をいただいたので控えておりましたが、今回は立たせていただきました。任命される個人に対してどうこういう反対ではありません。任命のプロセスについての反対討論です。

教育委員会は合議制の執行機関であり、その意義の一つは政治的中立性の確保です。この制度は首長からの独立性を重視しており、首長への権限の集中を防止し、中立的かつ専門的な教育行政運営を担保するという大変重要な特性があります。

ここ数年の西予市は、教育部局の事業が市長部局へ移り、教育委員会の意義や特性が発揮される領域が減っていると感じております。

また、西予市は財政難が叫ばれておりますが、お金がないときこそ、ビジョンや理念が重要になってくると思います。教育は学校教育、社会教育、生涯学習など、全てが将来への希望であり、投資です。結果がすぐ出ないことだからこそ、継続し安定的に地域住民の意向を反映させる努力をしながら進められる必要があります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 4 条には、教育長は当該地方公共団体の長の被請

求権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとあります。

長年、行政職員として公共の福祉のために尽力され、人格的にすぐれた方であることに異論は全くありませんので、教育行政に関し識見を有する部分をしっかりお示しいただき、任命権者が市長であるからこそ、独立した機関である教育委員会の長を任命する、そのプロセスの透明化を求めます。

このプロセスが不十分であると考えため、議案 78 号には同意できません。討論をせずボタンを押すだけなのは失礼かと思い、この場に立たせていただきました。

以上、反対討論を終わります。

○井関議長

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより、議案第 78 号を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

各議員に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 78 号「西予市教育委員会教育長の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 78 号は賛成多数によって同意となりました。

（日程 8）

○井関議長

次に、日程第 8、議案第 79 号「西予市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第 79 号「西予市教育委員会委員の任命について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市教育委員会委員の木下弘規氏が本年 6 月 9 日をもって任期満了となります。その後任に三好敏博氏を任命いたしたいと存じます。

三好氏は現在、有限会社三好畜産代表として、地域経済を支えていただいております。また、三瓶小学校 P T A 会長の経験をお持ちであり、学校や地域において、児童・生徒の健全育成活動にも御尽力をいただいております。その一方で、西予市商工会青年部部長を務められたほか、現在は三瓶経済文化研究会会長としても御活躍されており、地域の活性化に欠かせない存在であります。

以上のように、三好氏は人格高潔で地域の信頼も厚く、教育文化に高い識見と経験を有される方であり、本市の教育委員会委員として適任であると存じますので、その任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 79 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

異議なしと認め、議案第 79 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○井関議長

討論なしと認めます。

これより議案第 79 号を採決いたします。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。

全員の入室を確認いたしました。

お諮りいたします。

議案第 79 号「西予市教育委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○井関議長

採決を確定いたします。

議案第 79 号「西予市教育委員会委員の任命について」は賛成全員によって同意となりました。

（日程 9）

○井関議長

次に、日程第 9、報告第 1 号「放棄した債権の報告について」から報告第 5 号「放棄した債権の報告について」までの 5 件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○井関議長

酒井副市長。

〔酒井副市長登壇〕

○酒井副市長

報告第 1 号から報告第 5 号「放棄した債権の報告について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の報告は、市の債権のうち、回収不能と判断された債務者の未収債権について、西予市債権管理委員会で審議した結果、放棄することが妥当であるとされ、西予市債権管理条例第 18 条第 1 項の規定により当該債権を放棄したことから、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

報告第 1 号、犬登録手数料の債権放棄につきましては、同条第 1 項第 7 号に該当し、死亡して相続人のいない者が 1 人、放棄した金額は 6,000 円となっております。

報告第 2 号、市有財産に係る土地貸付料の債権放棄につきましては、同条第 1 項第 7 号に該当し、死亡して相続人のいない者が 1 人、放棄した金額は 3 万 1800 円となっております。

報告第 3 号、住宅新築資金等貸付金の債権放棄につきましては 2 件でございまして、いずれも、

同条第1項第3号に該当し、破産によるものが2人、放棄した金額は1004万1338円となっております。

報告第4号、四国西予ジオパークジオツアー運営業務委託料の債権放棄につきましては、同条第1項第3号に該当し、破産によるものが1法人、放棄した金額は54万8400円となっています。

報告第5号、特定空家等代執行費用の債権放棄につきましては、同条第1項第8号に該当し、債務者不明によるもので放棄した金額は88万3968円となっています。

以上、6件の債権放棄について報告いたします。

今後におきましても、西予市債権管理計画に基づき、債権の管理・回収をより適正に行ってまいります。

以上、よろしくお祈りを申し上げます。

○井関議長

理事者の報告は終わりました。

○井関議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時52分）

○源副議長

再開いたします。（再開 午前11時10分）

ただいま井関陽一議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○源副議長

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定に基づき、井関陽一議員の退場を求めます。

〔議長井関陽一議員退場〕

○源副議長

辞職願を事務局長に朗読させます。

○池田議会事務局長

それでは朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和7年5月16日

西予市議会副議長 源正樹様

西予市議会議長 井関陽一

以上でございます。

○源副議長

お諮りいたします。

井関陽一議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

異議なしと認めます。よって、井関陽一議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

井関陽一議員の入場を許可いたします。

〔井関陽一議員入場〕

○源副議長

井関陽一議員より議長辞職の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

井関陽一議員。

〔14番井関陽一議員登壇〕

○14番井関陽一議員

市民の皆様、議員の皆様、理事者の皆様、1年間本当にありがとうございました。改選後の初めての議会ということで、どういうふうになるのかなと思いがらの議会運営でありましたが、何とか皆様の御協力によりまして、1年間無事に過ごせることができたかなと思っております。

今年は病院問題、先ほど市長も言われましたが、今年の4月1日から地域医療振興協会のほうが、指定管理者として運営をいただいておりますが、この問題が本当に議会を二分するような大きな案件となりました。そういった中で今、皆さんも1票の重さというものを十二分に感じておられるんじゃないかなと思っている次第でございます。

今後、振興協会のほうで地域医療を守り育てていくということを本当に願っているところでございます。

また、議会としましては、開かれた議会を目指すということで、まず手始めといたしまして、一般質問のYouTube配信を始めました。始めたといいましても、本当に閲覧数は少なく、ま

だまだもうひよこのよちよち歩きの状態でございますが、今後、新たに委員会の審査であるとか、議長の年頭の挨拶であるとか、市民との意見交換会であるとか、そういったものを今後、情報として発信することができれば、また議会に対する興味を持っていただけるんじゃないかなと思っておるところでございます。

今後新しい議長になりましても、議会改革を進めていただき、西予市のためになるようお願いいたしまして、1年間のお礼を込めまして挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○源副議長

大変御苦労さまでした。
ただいま議長が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、選挙第1号「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

異議なしと認めます。よって、選挙第1号「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時16分）

○源副議長

再開いたします。（再開 午前11時27分）
（追加）

○源副議長

追加日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○源副議長

ただいまの出席議員は18名であります。
それでは、投票用紙を配付いたします。
念のため申し上げます。投票用紙は西予市議会の印を記したものを使用いたします。

〔投票用紙配布〕

○源副議長

投票用紙の配付漏れはありますか。
〔発言する者なし〕

○源副議長

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○源副議長

異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
投票は単記無記名です。議員の中に同姓の方もおられますので、氏名ははっきりと御記入願います。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投票・点呼〕

○源副議長

投票漏れはありますか。
〔発言する者なし〕

○源副議長

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
これより開票を行います。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番中村一雅議員、9番河野清一議員、12番小玉忠重議員を指名いたします。

したがって、3名の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○源副議長

選挙の結果を報告いたします。
投票総数 18票
これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち
有効投票 18票
無効投票 0票
有効投票中

宇都宮俊文議員 11票
二宮一朗議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.50票であります。
よって、宇都宮俊文議員が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○源副議長

ただいま議長に当選されました宇都宮俊文議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました宇都宮俊文議員の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○源副議長

宇都宮俊文議員。

〔新議長宇都宮俊文議員登壇〕

○6番宇都宮俊文議員

失礼いたします。ただいま議長という大役を仰せつかりました宇都宮俊文でございます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今年は西予市にとって試練の年になると思います。議長としての責任を重く感じております。就任に当たり、現在の思いを述べさせていただきたいと思います。

現在の西予市は合併以来最悪の財政状態、あるいは財政の危機と言ってもいいと思います。西日本豪雨災害やコロナ禍により想定外の財政状況に陥ってしまった。この状態から再建するためにはよほどの覚悟と計画が必要であると思います。これまでに過剰な投資はなかったのか。また、西予市合併前からの多くの公共施設の統廃合は進んでいるのか。使われなくなった施設は民間に売却、または賃貸あるいは譲渡できているのかなど過去の検証を厳しくしなければ、具体的な計画はできないと思っております。

また、役所内での業務改革はできているのか。これからもっともっと予算が削減される中で、どうしても減らしてはならない予算もたくさんあると思います。執行部はじめ、職員の皆さん、大変御苦労されると思いますが、自治体でも破綻してしまうのが現代だろうと思います。その中で民間のような経営感覚を持って、意識改革が必要ではないかなと思います。

また、我々議員も同じく民間あるいは経営者の視点で事業の評価ができるよう勉強しなければならないと思います。行政への批判だけではなく、提案しながら協力して改革しなければならない。これは本当に議会全員で取り組んでいただきたいと思います。

また、大きな企業なども少なく、税収が極めて少ない西予市においては、国からの交付金だけが依存できる場所だろうと思っております。そのような中で唯一、ふるさと納税が伸びる可能性が十分にあると思います。近隣の市町村でも、八幡

浜市や宇和島市、大きく伸びております。行政だけではなく、議員一人ひとりも県外の人等にも人脈を頼って依頼することはやっていかなければならないと思います。また、これを市民の皆様にも協力してもらうよう努力しなければならないと思います。

病院等に関する問題もいろいろありましたが、今後いつ起こるか分からない南海トラフ大地震に備えるためには、私の主観でございますが、南予地方に大きな医療センターを置き、24 時間救急受け入れができるような体制、これを頭の中に入れて対応しなければいけないのではないか。

また、消防に関しても、広域連携、これもなかなか結果進まなかったわけですが、今後また計画持って、南予で広域な連携をして、対応することがもう必然だろうと思います。これもまた我々議員の考えでどんどん宇和島市とか、大洲市、八幡浜市あらゆる市に投げかけていって協力してもらうような動きをしなければならないかなと思います。

また、その一方で、西予市合併 21 年で 1 万 3000 人近く人口が減り、年間では約 600 人ずつ人口減少していることを考えれば、あらゆる施設が余ってくることは当然です。いずれにしても、10 年、20 年後の想定をして計画を立てなければならないと思います。人口減少対策は、国の補助金で移住政策をするだけではなく、この地域に合ったやり方で地元の産業を活性化することが重要であり、また、市民のみんなが意欲を持って地域に魅力がなければ人は来ないだろうと思います。

今後、本当に大変な行政運営になると思いますが、この危機的状況を市民の皆さんに正しく伝え、協力してもらうことが我々議員の仕事ではないでしょうか。そのための特別委員会を立ち上げるよう、議会運営委員会に提案したいと考えております。

最後になりますが、この場をお借りして、市民の皆様にお願ひがあります。これから予算が削減され、市民の皆様には大変御迷惑をかけることは先ほど市長も申しておりましたが、この現状を理解していただき、今の子どもたちが将来夢を持ってこの西予市に残れるようにすることが我々の仕事だと思います。どうか御協力をよろしくお願いいたします。大変長くなりましたが、就任の御挨拶

拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○源副議長

宇都宮俊文議長。議長席にお着き願います。

〔新議長着席〕

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 51 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午前 11 時 54 分）

ただいま源正樹議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○宇都宮議長

追加日程第 3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定に基づき、源正樹議員の退場を求めます。

〔副議長源正樹議員退場〕

○宇都宮議長

辞職願を事務局長に朗読させます。

○池田議会事務局長

それでは朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したので許可されますようお願い出ます。

令和 7 年 5 月 16 日

西予市議会議長 宇都宮俊文様

西予市議会副議長 源正樹

以上でございます。

○宇都宮議長

お諮りいたします。

源正樹議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、源正樹議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

源正樹議員の入場を許可いたします。

〔13 番源正樹議員入場〕

○宇都宮議長

源正樹議員より副議長辞職の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

源正樹議員。

〔13 番源正樹議員登壇〕

○13 番源正樹議員

この 1 年、議員の皆様、理事者の皆様、職員の皆様、多くの方に支えていただき、任を務めることができました。心より感謝申し上げます。

この貴重な経験を活かし、微力ではございますが、西予市発展のため、住民福祉の向上のため、一議員としてこれからも尽力いたします。

簡単でございますが以上で辞職の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○宇都宮議長

大変御苦労さまでした。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第 2 号「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 4 として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、選挙第 2 号「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 4 として議題とすることに決定いたしました。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 59 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 0 時 06 分）

追加日程第 4、選挙第 2 号「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○宇都宮議長

ただいまの出席議員は 18 名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票用紙は西予市議会の印を記したものを使用いたします。

〔投票用紙配布〕

○宇都宮議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○宇都宮議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は単記無記名です。議員の中に同姓の方もおられますので、氏名ははっきりと御記入願います。

それでは事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投票・点呼〕

○宇都宮議長

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番中村一雅議員、9 番河野清一議員、12 番小玉忠重議員を指名いたします。

したがって、3 名の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○宇都宮議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 16 票

無効投票 2 票

有効投票中

兵頭学議員 15 票

加藤美香議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4.0 票であります。

よって、兵頭学議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○宇都宮議長

ただいま副議長に当選されました兵頭学議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 号第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました兵頭学議員の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭学議員。

〔副議長兵頭学議員登壇〕

○16 番兵頭学議員

市民の皆様、そして行政の皆様、議会の皆様、ただいま重職であります副議長を拝命しました兵頭学です。どうかよろしく願い申し上げます。

ちょうど 10 年前の平成 27 年に私、副議長を一度拝命いたしました。翌年 28 年には改選期がありまして、ちょうど今、管家市長がその当時、新市長として任命されて今に至ってるわけですが、私も正副議長を経験しておりますので、そういったノウハウ、また経験を活かしながら今の宇都宮俊文議長を支えていくように皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げまして、私の御挨拶といたします。どうかよろしく願い申し上げます。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後 0 時 22 分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後 2 時 00 分）

お諮りいたします。

お手元のタブレットに配信いたしました追加議事日程のとおり、選任 1 号「常任委員会委員の選任」から、選挙第 4 号「南予水道企業団議会議員選挙」までの 4 件を本日の日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、4 件を本日の日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○宇都宮議長

追加日程第5、選任第1号「常任委員会委員の選任」を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務常任委員会委員に3番山下昌和議員、6番宇都宮俊文議員、10番山本英明議員、12番小玉忠重議員、15番二宮一朗議員、17番森川一義議員、厚生常任委員会委員に2番大森揚子議員、7番加藤美香議員、11番竹崎幸仁議員、13番源正樹議員、14番井関陽一議員、18番酒井宇之吉議員、産業建設常任委員会委員に1番まつもとみき議員、4番宇都宮久見子議員、5番信宮徹也議員、8番中村一雅議員、9番河野清一議員、16番兵頭学議員をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました各常任委員会委員の諸議員は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長互選し、議長に報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時02分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後2時18分）

各常任委員会の正副委員長の互選結果について御報告いたします。

総務常任委員会委員長に山本英明議員、総務常任委員会副委員長に小玉忠重議員、厚生常任委員会委員長に酒井宇之吉議員、厚生常任委員会副委員長に源正樹議員、産業建設常任委員会委員長に信宮徹也議員、産業建設常任委員会副委員長に河野清一議員。

以上のとおりであります。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時19分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後2時26分）

（追加）

次に、追加日程第6、選任第2号「議会運営委員会委員の選任」を行います。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に3番山下昌和議員、4番宇都宮久見子議員、5番信宮徹也議員、10番山本英明議員、13番源正樹議員、14番井関陽一議員、18番酒井宇之吉議員の7名を指名いたします。

ただいま選任されました議会運営委員会委員の諸議員は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副

委員長を互選し、議長に報告願います。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時27分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後2時34分）

議会運営委員会の正副委員長の互選結果について御報告いたします。

議会運営委員会委員長に宇都宮久見子議員、議会運営委員会副委員長に山下昌和議員。

以上のとおりであります。

（追加）

○宇都宮議長

次に、追加日程第7、選挙第3号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118号第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に、総務常任委員会委員長山本英明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました山本英明議員を当選人と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山本英明議員が八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山本英明議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

(追加)

○宇都宮議長

次に、追加日程第8、選挙第4号「南予水道企業団議会議員選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

南予水道企業団議会議員に私、宇都宮俊文を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私、宇都宮俊文を当選人と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました私、宇都宮俊文が、南予水道企業団議会議員に当選いたしました。

会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて閉会いたします。御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 井関 陽一

西予市議会副議長 源 正樹

西予市議会新議長 宇都宮 俊文

同 議員 二宮 一朗

同 議員 兵頭 学

閉会 午後2時37分

付 録

令和7年第2回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 2号	専決処分第2号の承認を求めることについて	07. 5. 16	原案承認
承認第 3号	専決処分第3号の承認を求めることについて	07. 5. 16	原案承認
承認第 4号	専決処分第4号の承認を求めることについて	07. 5. 16	原案承認
議案第 71号	二木生地域づくり活動センター新築工事請負契約について	07. 5. 16	原案可決
議案第 72号	西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	07. 5. 16	原案可決
議案第 73号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	07. 5. 16	原案同意
議案第 74号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	07. 5. 16	原案同意
議案第 75号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	07. 5. 16	原案同意
議案第 76号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	07. 5. 16	原案同意
議案第 77号	西予市固定資産評価審査委員会委員の選任について	07. 5. 16	原案同意
議案第 78号	西予市教育委員会教育長の任命について	07. 5. 16	原案同意
議案第 79号	西予市教育委員会委員の任命について	07. 5. 16	原案同意
報告第 1号	放棄した債権の報告について	07. 5. 16	報 告
報告第 2号	放棄した債権の報告について	07. 5. 16	報 告
報告第 3号	放棄した債権の報告について	07. 5. 16	報 告
報告第 4号	放棄した債権の報告について	07. 5. 16	報 告
報告第 5号	放棄した債権の報告について	07. 5. 16	報 告
	議長辞職の件	07. 5. 16	許 可
	副議長辞職の件	07. 5. 16	許 可
選挙第 1号	議長の選挙	07. 5. 16	投 票
選挙第 2号	副議長の選挙	07. 5. 16	投 票
選挙第 3号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員選挙	07. 5. 16	指名推選
選挙第 4号	南予水道企業団議会議員選挙	07. 5. 16	指名推選
選任第 1号	常任委員会委員の選任	07. 5. 16	議長指名
選任第 2号	議会運営委員会委員の選任	07. 5. 16	議長指名
【西予市議会議長】 宇都宮 俊文			
【西予市議会副議長】 兵頭 学			
【常任委員会】◎委員長 ○副委員長			
《総務常任委員会》			
◎山本 英明 ○小玉 忠重 山下 昌和 宇都宮 俊文			
二宮 一朗 森川 一義			
《厚生常任委員会》			
◎酒井 宇之吉 ○源 正樹 大森 揚子 加藤 美香			
竹崎 幸仁 井関 陽一			

《産業建設常任委員会》
◎信宮 徹也 ○河野 清一 まつもと みき 宇都宮 久見子
中村 一雅 兵頭 学
【西予市議会運営委員会】 ◎委員長 ○副委員長
◎宇都宮 久見子 ○山下 昌和 信宮 徹也 山本 英明
源 正樹 井関 陽一 酒井 宇之吉
【八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員】 山本 英明
【南予水道企業団議会議員】 宇都宮 俊文